

第6回教育委員会会議

令和7年4月22日
午後4時00分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第40号

「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針」の
改正について

「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針」の改正について

1 改正の趣旨及び理由

全国的に少子化が進む中、本市では児童生徒数の減少に比べて学校数がほぼ横ばいとなっていたことから、まずは小規模化が顕著な小学校について配置の適正化を着実に推進するため、令和2年に小学校の配置の適正化の基準や進め方を「大阪市学校活性化条例」（以下「条例」という。）に規定した。

小学校の配置の適正化に取り組む中、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）から、令和6年3月、中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出された。

当該意見書を踏まえ、総合教育会議等での協議を経て、令和6年9月～令和7年1月市会（定例会）において条例改正案が、令和7年1月28日の教育委員会会議において規則改正案が議決されたことから、条例・規則改正に合わせ、本指針を改正する。

なお、本指針は、条例・規則の内容も含め、市民に対して本市の学校配置の適正化の基準と進め方を公表し、市民への説明責任を果たすことを目的に策定するものである。

2 主な改正の内容

(1) 指針の構成の変更

全体を5部構成（別紙1）とし、第4部として「中学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方」を追記（別紙2）

(2) 現行指針（指針策定の趣旨等）の時点更新及び中学校に関する内容の追記

ア 現行指針の「指針策定の趣旨」を「はじめに」とし、本市の学校配置の適正化に関する考え方や経過、現状等を記載

イ 現行指針の「Ⅰ これまでの経過」、「Ⅱ 児童数の推移及び現状」をそれぞれ第1部、第2部とし、中学校に関する内容を追記、数値等を更新

(3) 現行指針の「Ⅲ 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方」について、改正後の条例・規則を踏まえた内容に変更

ア 現行指針の「Ⅲ 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方」を第3部とし、条例・規則において整理した内容（学校再編整備計画の策定期等）に変更

イ 第4部の追加に伴い、構成の全体バランスを調整し、また、各項目の表現も市民への説明責任がより果たせるものとなるよう変更

(別紙1) 指針の構成に係る新旧対照表

新	旧
<p>はじめに</p> <p>第1部 これまでの経過</p> <p>第2部 大阪市の現状</p> <p>Ⅰ 児童・生徒数、学校数の推移</p> <p>Ⅱ 学校の状況</p> <p>第3部 小学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方</p> <p>Ⅰ 適正配置対象校の区分</p> <p>Ⅱ 配置の適正化の手法と考え方</p> <p>1 配置の適正化の手法</p> <p>2 適正配置対象校の相手方となる学校の選択基準</p> <p>3 配置の適正化において満たすべき条件</p> <p>4 配置の適正化の進め方</p> <p>5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項</p> <p>6 その他</p> <p>第4部 中学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方</p> <p>Ⅰ 適正配置の対象校</p> <p>Ⅱ 配置の適正化の手法と考え方</p> <p>1 配置の適正化の手法</p> <p>2 適正配置対象校等の相手方となる学校の選択基準</p> <p>3 配置の適正化において満たすべき条件</p> <p>4 配置の適正化の進め方</p> <p>5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項</p> <p>6 その他</p> <p>第5部 その他</p> <p>Ⅰ 学校の跡地</p>	<p>指針策定の趣旨</p> <p>Ⅰ これまでの経過</p> <p>Ⅱ 児童数の推移及び現状</p> <p>Ⅲ 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方</p> <p>1 適正配置対象校の区分</p> <p>2 適正配置の手法</p> <p>3 適正配置の基本的な考え方</p> <p>4 適正配置相手校の選択基準</p> <p>5 適正配置において満たすべき条件</p> <p>6 学校配置の適正化に向けた進め方</p> <p>7 学校再編整備を進める上で配慮すべき事項</p> <p>8 統合校への教育環境等において配慮すべき事項</p> <p>9 その他（学校の跡地）</p>

(別紙2) 第4部の主な内容

I 適正配置の対象校 (指針 14 ページ)

1 適正配置対象校

毎年5月1日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案して区分する。

【中学校】

- ①複式学級を有する中学校
- ②生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの (①を除く)
- ③生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの (①を除く)
- ④全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの (①～③を除く)
- ⑤4学級又は5学級である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの (①～③を除く)
- ⑥今後4学級又は5学級であると見込まれる中学校 (①～③を除く)

2 その他対象

現在6～8学級、又は5学級以下で今後6～8学級となる中学校のうち、教育委員会が生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認めるものについては、以下に例示する場合などを適正配置の対象とする。

(例)

- ① 生徒数が急激に減少することが見込まれる場合
校区内の小学校の児童数の減少傾向が顕著であり、今後急激に生徒数が減少する可能性が高い場合 など
- ② 授業や学級活動、一定の集団規模が必要な教育活動等に課題がある場合
特定の学年の生徒数が著しく少ない、又は特定の学年が単学級である等の理由から、授業や係活動などの学級活動、運動会などの一定の集団規模が必要な教育活動等において、著しく支障が生じている、または、生じる可能性がある場合 など
- ③ 小学校の学校再編に併せて、進学先となる中学校も含めた一体的な再編を行うことが望ましいと判断される場合
小学校の再編に併せて、進学先である中学校の再編を実施することが望ましい場合 など

II 配置の適正化の手法と考え方

1 配置の適正化の手法（指針 15 ページ）

基本的には、「統合」の手法により進め、場合によって、「通学区域の変更」についても検討する。

2 適正配置対象校等の相手方となる学校の選択基準（指針 16 ページ）

原則、同一区内にあり通学区域が隣接する学校とする。

3 配置の適正化において満たすべき条件（指針 16 ページ）

◇ 原則、適正規模（9～24 学級）になること。

◇ 教室数等の学校施設要件を満たすこと。

◇ 通学距離は、原則として、中学校は 3 km 以内になること。

◇ 再編により通学距離が長くなる場合は、次のとおり負担軽減策を検討する。

・対象：通学距離が 2 km 超となる生徒（学校選択制等の生徒は対象外）

・手段：通学の負担軽減策は、安全性の観点から「①公共交通機関の利用（無料乗車証等の交付）」を原則とする。これにより難い事情がある場合は、その事情を明らかにしたうえで、個々の状況に応じ、「②スクールバスの運行」、「③自転車の利用」から最適な方法を検討することとする。

・その他、必要に応じてその他の負担軽減策（個人用ロッカーの配備等）も検討する。

4 配置の適正化の進め方（指針 16 ページ）

小学校の配置の適正化の進め方に準じる。

5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項（指針 19 ページ）

<教育委員会事務局（区教育担当含む）>

◇ 統合後の学校運営にかかる学校の意向を踏まえて教室改修等を検討する。

◇ 統合後、当面の間は、きめ細かい対応ができるよう、教員の配置に加え、専門職（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど）との連携について、実情にあわせて助言等の支援を行う。

◇ 高校入試について、統合前の準備段階から進路に関する不安を払拭できるよう、必要に応じて説明会等を実施するなど、丁寧に情報を提供する。

◇ 不登校や日本語指導を必要とする生徒など、個別の支援を要する生徒について、統合の準備段階から、学校間での交流、個々の生徒にかかる情報共有や、ハード・ソフト両面から支援策を実施する。

◇ 中学校においては部活動も重要な要素であるが、通学区域が広がり、通学時間が長くなることが想定されることから、学校が帰宅時間等も考慮した活動のあり方も検討できるよう支援する。

<学校>

- ◇ 統合によって、生徒の心理的な負担が生じないように、統合前に対象校同士の交流活動（部活動、イベントの合同開催など）を実施する。
- ◇ 配置の適正化までの間、小規模校の課題の緩和を図るための取組（例：ICT等を活用した合同授業の実施など）も進める。
- ◇ 配置の適正化の対象となった学校の教育方針や、これまでに培った教育実績、文化などを新しい学校へ継承されるよう、十分に配慮する。
- ◇ 統合により生じる小中連携にかかる教員の負担を軽減※するため、学校同士で事前に十分な調整を図る。

※ 例えば、小学校専科指導教員の受け持ち校数が増えた場合のスケジュール調整、教員の学校間交流や授業の相互参観における自転車の利用 など

6 その他（指針 21 ページ）

大規模校（25 学級以上）・過大規模校（31 学級以上）について

- ◇ 過大規模校等が生じた場合、「通学区域の変更」等の方法により、課題の解消に努める。

(案)

大阪市立小学校・中学校
学校配置の適正化の
推進のための指針

令和7年4月改正
大阪市教育委員会

目次

はじめに.....	1
第1部 これまでの経過.....	3
第2部 大阪市の現状.....	6
I 児童・生徒数、学校数の推移.....	6
II 学校の状況.....	6
第3部 小学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方.....	8
I 適正配置対象校の区分.....	8
II 配置の適正化の手法と考え方.....	8
1 配置の適正化の手法.....	8
2 適正配置対象校の相手方となる学校の選択基準.....	9
3 配置の適正化において満たすべき条件.....	9
4 配置の適正化の進め方.....	10
5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項.....	12
6 その他.....	13
第4部 中学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方.....	14
I 適正配置の対象校.....	14
1 適正配置対象校の区分.....	154
2 その他対象.....	164
II 配置の適正化の手法と考え方.....	15
1 配置の適正化の手法.....	15
2 適正配置対象校等の相手方となる学校の選択基準.....	16
3 配置の適正化において満たすべき条件.....	16
4 配置の適正化の進め方.....	16
5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項.....	19
6 その他.....	20
第5部 その他.....	21
I 学校の跡地.....	21
II 学校配置の適正化の進め方フロー.....	22

はじめに

義務教育段階の学校は、憲法や教育基本法に基づき、全ての児童生徒が有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としている。また、大阪市では、大阪市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもが「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立すること」、「グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となること」をめざしている。

それゆえ学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うこと等を通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが求められる。また、学習指導要領（平成 29 年告示）でも、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善が求められているところである。

こうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教員集団が配置されていることが望ましいが、小規模校ではこのような環境を確保することが難しい状況となっている。

大阪市の小学校及び中学校の現状を見てみると、大阪市学校適正配置審議会（以下、「審議会」という。）から第 1 次答申が出された昭和 50 年代と比較して、児童・生徒数が半減している一方で、学校数はほぼ横ばいの状況であり、総体的に小規模化が進行している。

これまで大阪市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）では、平成 15 年に審議会に対し、学校規模・配置の適正化に関する基本方針や適正化のための具体的方策について諮問し、複数回に亘る答申を受けた。

平成 24 年度からは、区長と教育委員会において、区ごとに学校配置のあり方を検討し、連携して保護者や地域住民等との協議、調整を進めてきた。

しかしながら、保護者や地域住民等の主体性に委ねた進め方では関係者間の意見がまとまりにくく、取組の必要性に対する認識が共有されない状況が生じ、協議が長期化することも少なくない状況になった。

少子化が進行するなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、子どもの教育環境改善の観点を第一に据え、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があることから、小学校の配置の適正化の基準と進め方について、教育委員会会議、総合教育会議での議論により条例等で規定する方針を決定し、市会の議決を経て令和 2 年 4 月に大阪市立学校活性化条例（以下、「条例」という。）を改正施行し、あわせて本指針を改正した。

その後、令和6年3月に審議会から中学校の配置の適正化の推進について意見を受けたことから、中学校の配置の適正化にかかる基準と進め方についても議論を重ね、令和7年4月に再び条例等を改正施行した。

この度、これらの規定を反映するとともに時点修正等を行うため、本指針を改正するものである。

第1部 これまでの経過

大阪市における学校配置の適正化に関する課題については、審議会において検討を重ねてきた。第2次答申（昭和56年3月）以降、教育委員会においては、答申内容を踏まえて、旧の北区・東区・南区の都心3区を中心に、学校配置の適正化を進めてきた。

しかしながら、長年の少子化に起因する年少人口の減少の結果、第1次答申（昭和55年1月）において大阪市の過小規模基準とする児童・生徒数300名未満の規模の学校が小学校・中学校全体の4分の1を超えるまでになり、市内の全ての区に存在するという状況に至ったことから、平成15年7月、「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について、教育委員会から審議会へ諮問し、翌平成16年9月に「学校規模・配置の適正化に関する答申」（以下、「16年答申」という。）を受けた。

16年答申では、まず、学校規模に関して、第1次答申における300名を大阪市の過小規模基準としていることについては、16年答申時点においても妥当といえと整理された。

そのうえで、学校配置の適正化に関しては教育効果面での課題を考慮すると、「120名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期にきている」、特に、「複式学級を有する学校等、過小化が今後とも継続し、急速に進行することが予測される学校については、早急な対策を講じ、複式学級を解消できるように検討を始めるべきである」との基本的な考え方の提言を受けた。

さらに、16年答申において、今後何らかの方策を検討すべき時期にきているとしていた児童数が120名を下回る小学校について、審議会にワーキンググループ会議を設置し、引き続き審議を行い、平成20年6月に「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」（以下、「20年答申」という。）を受けた。

20年答申では、まず、学校の適正規模に関して、「12学級から24学級までの規模（学級数は特別支援学級を除く。以下同じ。）」を適正規模と再整理し、適正化の対象については「全学年単学級の小学校」とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきと整理された。

また、全学年単学級の小学校においても日々教育活動が行われているので、教育効果面での課題に対処すべく、その教育内容の充実を図るべきであるとし、具体的には、「小学校間での交流活動」、「小中連携」、「地域との連携」といった取組を進めるべきとの提言を受けた。

20年答申を受けて、教育委員会では全学年単学級の小学校のなかでも、極めて小規模で、教育効果面での課題がより大きいであろうと考えられる3校

より順次、地域・保護者への説明を開始する一方で、審議会においては、平成20年11月にワーキンググループ会議を設置して以降、残された課題について鋭意検討が重ねられた。

その後、平成22年2月の答申「今後の学校配置の適正化の進め方について」（以下、「22年答申」という。）において、11学級以下の小学校を適正化の対象とすると再整理された。また、11学級以下の小学校を①から⑦に分類し、①から⑥に該当する学校を適正化の対象校とし、①②に該当する小学校は保護者・地域関係者に対し、学校が抱えている現状や課題など情報を提供し、速やかに「統合」に向けた調整を進め、③から⑥に該当する小学校は児童数の推移を注視しながら、より規模の小さい小学校から順次取組に着手されたいとの提言を受けた。（※分類区分は8頁参照）

また、平成24年度から、市長の「子どもたちの教育環境を整えるため、11学級以下の小学校については、喫緊の課題として学校再編に取り組む必要がある」「保護者や地域の理解を得る必要があり、区長と教育委員会が連携して積極的に進める」との方針のもと、区長と教育委員会において、区ごとに学校配置のあり方を検討し、連携して保護者や地域住民等との協議、調整を進めることとした。

これらの状況を踏まえ、平成25年12月に学校適正配置の取組をより円滑に推進するため、審議会より「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進に向けての意見書」を受け、平成26年3月に「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針」を策定した。

今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、行政が主体的に取組を進める必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々と、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して進める必要があることから、令和2年4月に条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定した。

一方、中学校については、22年答申において「中学校についても小学校と同様に小規模化の傾向にあると考えられるので、今後、中学校の規模・適正配置についても検討が必要」とされるに留まっていたが、著しく小規模化している中学校が存在し、単学級の学年がある5学級以下の学校が増加する傾向が見られるに至り、令和6年3月、審議会から「大阪市立中学校 学校配置の適正化の推進に向けての意見書」（以下、「6年意見」という。）を受けた。

6年意見では、中学校についても配置の適正化を進める必要があることが確認され、配置の適正化を進めるにあたっては、「小学校の配置の適正化に関するルールや進め方について、すでに広く公表されていること、また、中学校の配置の適正化は、その通学区域内の小学校の配置の適正化に及ぶ可能性もあること等を踏まえ、保護者や地域に混乱を来すことがな

いようにすることが肝要」との留意点が述べられた。これらを踏まえ、中学校の配置の適正化についても、行政が主体的に責任をもって集団規模の確保を図っていくため、その基準と進め方について、条例・規則に規定することとし、令和7年4月に条例等を改正施行し、あわせて大阪市立小学校・中学校の適正規模の確保に関する規則（以下、「規則」という。）を改正施行した。

◆これまでの学校適正配置(統合)の取組 (昭和54年度(第一次答申)以降)

- ・難波小学校と元町小学校の統合 ⇒ 難波元町小学校 (昭和60年4月)
- ・堂島小学校と曾根崎小学校の統合 ⇒ 曾根崎小学校 (昭和61年4月)
- ・大宝小学校と芦池小学校と道仁小学校の統合 ⇒ 南小学校 (昭和62年4月)
- ・東中学校と船場中学校の統合 ⇒ 東中学校 (昭和63年4月)
- ・曾根崎小学校と梅田東小学校の統合 ⇒ 大阪北小学校 (平成元年4月)
- ・長原小学校と大和川小学校の統合 ⇒ 長原小学校 (平成元年4月)
- ・愛日小学校と集英小学校の統合 ⇒ 開平小学校 (平成2年4月)
- ・桃谷小学校と桃園小学校と東平小学校と金甌小学校の統合 ⇒ 中央小学校 (平成3年4月)
- ・精華小学校と南小学校の統合 ⇒ 南小学校 (平成7年4月)
- ・菅南中学校と扇町中学校の統合 ⇒ 天満中学校 (平成7年4月)
- ・済美小学校と北天満小学校の統合 ⇒ 扇町小学校 (平成16年4月)
- ・扇町小学校と大阪北小学校の統合 ⇒ 扇町小学校 (平成19年4月)
- ・中津南小学校と中津小学校 (一部大淀小学校) の統合 ⇒ 中津小学校 (平成22年4月)
- ・塩草小学校と立葉小学校の統合 ⇒ 塩草立葉小学校 (平成26年4月)
- ・鶴町小学校と鶴浜小学校の統合 ⇒ 鶴町小学校 (平成27年4月)
- ・梅南小学校と津守小学校の統合 ⇒ 梅南津守小学校 (平成27年4月)
- ・萩之茶屋小学校と今宮小学校と弘治小学校の統合 ⇒ 新今宮小学校 (平成27年4月)
- ・淡路小学校と西淡路小学校の統合 ⇒ 西淡路小学校 (平成28年4月)
- ・長吉東小学校と長吉六反小学校の統合 ⇒ 長吉東小学校 (平成28年4月)
- ・日本橋小学校と恵美小学校と日東小学校の統合 ⇒ 浪速小学校 (平成29年4月)
- ・南港緑小学校と南港渚小学校の統合 ⇒ 南港みなみ小学校 (平成30年4月)
- ・勝山中学校と鶴橋中学校の統合 ⇒ 桃谷中学校 (平成31年4月)
- ・佃西小学校と佃南小学校の統合 ⇒ 佃西小学校 (令和2年4月)
- ・中川小学校と御幸森小学校の統合 ⇒ 大池小学校 (令和3年4月)
- ・松之宮小学校と梅南津守小学校の統合 ⇒ まつば小学校 (令和3年4月)
- ・大池小学校と舍利寺小学校(一部)の統合 ⇒ 大池小学校 (令和4年4月)
- ・田島小学校と生野南小学校の統合 ⇒ 田島南小学校 (令和4年4月)
- ・林寺小学校と生野小学校と舍利寺小学校 (一部) と西生野小学校、生野中学校の統合 ⇒ 義務教育学校生野未来学園 (令和4年4月)

第2部 大阪市の現状

I 児童・生徒数、学校数の推移

- ・小学校の児童数は、昭和33年度に約35万人でピークを迎えた後は減少し続け、第1次答申当時（昭和54年度）の約24万2千人が、令和6年度には約11万1千人と半数以下まで減少しており、平成23年度以降、11万人台で推移している。
- ・一方、学校数は、昭和54年度には290校であったが、令和6年度には280校（義務教育学校、院内分校・郊外校を除く。）となっており、児童数の減少に比して、学校数は微減に留まっている。
- ・中学校の生徒数は、昭和37年度に約18万5千人でピークを迎えた後は減少し続け、昭和54年度の約10万8千人が、令和6年度には約5万1千人と、小学校と同様に半数以下まで減少しており、平成13年度以降、5万人台で推移している。
- ・一方、学校数は、昭和54年度には122校であったが、過大規模校の分離新設もあって、令和6年度には126校（義務教育学校、郊外校を除く。）と微増している。

II 学校の状況（令和6年度時点）

- ・小学校280校のうち、単学級の学年がある11学級以下の学校は104校である。そのうち将来推計により、今後とも11学級以下の状況にあると見込まれる85校が、適正配置対象校となっている。
- ・これらの85校の分布状況を見ると、適正配置対象校は、23行政区に及んでいる。
- ・中学校126校のうち、単学級の学年がある5学級以下の学校は12校で、6～8学級の学校は28校である。
- ・単学級の学年がある5学級以下の中学校のうち将来推計により、今後とも5学級以下の状況にあると見込まれる学校は7校となっている。
※上記中学校の将来推計は、小学校の推計算出方法と同じ手法を用いて仮に算出したもの。今後、令和7年5月1日時点の学校現況調査等に基づき推計を作成し、適正配置対象校を決定する。
- ・児童生徒数の減少に対して学校数が減少していない状況を踏まえると、小学校・中学校ともに、総体的に小規模化が進んでいると言える。
- ・大阪市の年少（0～14歳）人口は、昭和55年は約54万人であったが、令和6年は約28万人であり、大阪市の総人口に占める割合は10.0%となっている。約20年後の令和27年には約23万人、同割合は9.2%になると推計されており、年少人口の更なる減少が見込まれている。

- ・令和 27 年の年少人口の割合を区別にみると、浪速区、西成区は 7 %未満になると見込まれている一方で、福島区、西区、天王寺区、鶴見区、阿倍野区は、11%以上となると見込まれている。また、同一区内でも地域によって異なる状況になることやその状況が続くことが見込まれている。
- ・不登校児童・生徒数や特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向にある。
- ・また、外国人人口の増加により、日本語指導を必要とする児童生徒が増加している。
- ・教員については、小学校・中学校ともに経験年数が 10 年以下である者が全体の約 6 割となっており、経験豊富な教員が少ない状況となっている。

第3部 小学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方

I 適正配置対象校の区分（規則第2条及び第3条）

適正配置対象校は、毎年5月1日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案して区分する。

◆適正配置対象校の区分◆

- ① 複式学級を有する小学校
 - ② 児童数が120を下回る小学校であって、今後も120以上となる見込みがないもの（①を除く。）
 - ③ 児童数が120以上である小学校であって、今後120を下回ることが見込まれるもの（①を除く。）
 - ④ 全ての学年において単学級である小学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（①～③を除く。）
 - ⑤ 学級数が7以上11以下である小学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（①～③を除く。）
 - ⑥ 学級数が今後7以上11以下であると見込まれる小学校（①～③を除く。）
- ※ 郊外校、義務教育学校を除く。

II 配置の適正化の手法と考え方

1 配置の適正化の手法（条例第16条第4項、規則第5条関係）

(1) 統合

- ・配置の適正化は、基本的には「統合」の手法により進める。
- ・統合を考える場合は、同一区内にある通学区域が隣接している学校を基本とし、適正配置対象校同士の統合を優先する。
- ・また、2校の統合だけでなく、学校規模や位置関係等を考慮し、3校以上の学校の統合もあわせて検討する。
- ・学校施設については、既存の学校施設を可能な限り使用する。原則として、開校時点の児童数の多い学校の校舎を使用する。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、合理的な理由がある場合はこの限りではない。

(2) 通学区域の変更

- ・「統合」以外の手法としては、「通学区域の変更」による。

- ・大阪市の現状として、全市的に通学区域毎の児童数にひずみが生じている状況にあることも事実であり、16年答申においても、「一方の学校の収容能力に限界がある場合」には「通学区域の変更」を検討すべきとされており、有効な方策である。
- ・通学区域の変更を考える場合は、関係するすべての学校が12学級から24学級の適正規模の学校となるよう、既存の学校施設の状況にも考慮して検討する。

※(1)(2)共通事項

- ・通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、上記の限りではない。
- ・但し、上記に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。
- ・区長は、在校生の人間関係や今後入学してくるきょうだい関係を配慮し、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の適用についても検討する。

2 適正配置対象校の相手方となる学校の選択基準（規則第5条関係）

- ・適正配置対象校の相手方となる学校は、原則として、同一中学校区にあり、通学区域が隣接している学校とする。
- ・但し、通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、この限りではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

3 配置の適正化において満たすべき条件

- ・原則として、関係するすべての学校が適正規模（12～24学級）になること
- ・必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと
- ・通学距離は、原則として、2 km 以内になること
- ・通学路の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと
- ・ただし、通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、合理的な理由等がある場合は、原則に縛られるものではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

4 配置の適正化の進め方

(1) 学校再編整備計画の策定（条例第16条第4項・5項、規則第4条・5条関係）

1) 学校再編整備計画案の作成

- ・ 適正配置対象校が所在する区の区担当教育次長は、条例及び規則に基づき学校再編整備計画（以下、「計画」という。）案を作成する。
- ・ 計画案には、次の事項を記載する。
 - ① 再編の実施時期
 - ② 再編実施後の学校の所在地
 - ③ 再編の対象となる各学校の学級数、児童数の推移及び今後の見込み
 - ④ 再編の対象となる各学校の規模を適正規模にするための方法
 - ⑤ 再編のための学校施設の整備計画
 - ⑥ 再編後の学校の通学路及び通学路の安全対策
 - ⑦ その他必要な事項
- ・ 上記③について、原則として、開校時点で適正規模となるよう作成する。なお、開校時点で適正規模とならない場合でも、計画策定時に推計が算出されている最終年度において適正規模となる場合は、計画案を作成することができる。
- ・ 計画案の検討にあたっては、学事課推計以降に実施が決定している大型開発事業等がないか、再編の対象となる学校の周辺に将来的に再編が必要となる学校がないかなど、人口推移や区全体の配置のバランスにも留意する。
- ・ 計画案を作成するにあたっては、関係先（上記⑥であれば建設局及び警察等）と十分に調整を行う。

2) 計画案の作成時期等

- ・ 適正配置対象校の①～⑤に区分される学校については、原則として、速やかに作成する。また、学校施設の改修工事や、通学路の安全対策等を考慮したうえで、配置の適正化に向けて最短の時期の実施となるよう計画する。
- ・ 適正配置対象校の①～⑤に区分される学校のうち、就学規則第5条第2項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校（いわゆる全市募集型小中一貫校）及び、⑥に区分される学校については、就学制度の改善（学校選択制、指定校変更の拡大）や国の学級編制基準による影響なども含め、学級数、児童数の推移を十分注視し、適切な時期に計画案を作成する。
- ・ また、適正配置対象校の①～⑤に区分される学校について、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」は、適切な時期に計画を

策定するものとする事ができる。なお、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」とは、「統合」や「通学区域の変更」により児童の教育環境の改善が図れない場合等*であり、教育委員会会議での審議・議決を要する。

※ 学校の運動場面積や立地条件等から、統合後の学校で児童の収容対策を講じることができない場合や、通学路の安全対策において極めて困難な課題がある場合 など

- ・ 計画案を作成するにあたっては、住民説明会を開催する等し、学校再編の必要性等について、関係する保護者・地域住民の理解を図るとともに、可能な限り意見を聴取し、計画案に反映するよう努める。

3) 計画の策定・公表・変更

- ・ 教育委員会は、教育委員会会議での審議・議決を経て計画を策定する。
- ・ 区担当教育次長は、教育委員会が策定した計画を区ホームページで公表する。
- ・ 区担当教育次長は、公表した計画について、必要に応じて保護者・地域住民に説明を行う。
- ・ 公表した計画のうち、条例第 16 条第 5 項に規定する計画の実施時期、実施後の小学校の所在地について変更する必要がある場合は、区担当教育次長は変更する内容及び理由を明らかにした計画変更案を教育委員会会議に上程し、審議・議決後、変更内容を区ホームページで公表する。

なお、その他の計画内容の変更については、教育長の専決事項とし、必要に応じて区ホームページで公表する。

(2) 学校適正配置検討会議（条例第 16 条第 7 項、規則第 7 条関係）

1) 学校適正配置検討会議の開催

- ・ 区担当教育次長は、学校適正配置検討会議開催要綱を定め、その要綱に基づいて、計画について意見を聴取する場として、学校適正配置検討会議（以下、「会議」という。）を開催する。
- ・ 会議の開催は、「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針（平成 23 年 7 月 21 日総務局長決裁）」（以下、「懇談会等開催指針」という。）に基づく。
- ・ 会議の開催期間について、懇談会等開催指針に基づき、恒常的な組織であるとの誤解を招かないよう、開催期間を明示する。
- ・ 会議は、原則として公開とする。
- ・ 区担当教育次長は、会議の議事進行について、必要に応じて委員のなかから座長を指名することができる。

2) 委員

- ・ 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、計画で再編の対象となる各学校の校長の意見を聴いて、当該校が所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - ① 計画で再編の対象となる各学校に在籍する児童の保護者
 - ② 計画で再編の対象となる各学校の所在する地域の住民（当該校の校舎が、その学校の通学区域外に所在する場合は、その学校の通学区域内に居住する住民を含む。）等
 - ③ 計画で再編の対象となる各学校の学校協議会の構成員
 - ④ ①から③のほか教育委員会が適当と認める者
- ・ 委員の定数は、計画で再編の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度とし、当該会議ごとに定めることとする。ただし、地域の状況等に応じた定数に変更することができる。
- ・ 委員の任期は、原則として、委嘱の日から4年以内とする。ただし、再編計画の実施時期に応じて任期を変更することができる。
- ・ 委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3) 検討会議の意見聴取事項

- ・ 会議における意見聴取の事項は、計画に関すること、学校名案、校章、校歌、標準服、通学路の安全対策、その他必要な事項に関することとする。

5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項

<教育委員会事務局（区教育担当含む）>

- ・ 統合後の学校運営にかかる学校の意向を踏まえて教室改修等を検討する。
- ・ 保護者に過度の負担を与えないよう、学校再編整備により生じる新たな物品（標準服等）の貸与等を行う。
- ・ 統合後の学校が新しい教育方針のもとで教育活動を展開できるよう、学校長が提案する学校の活性化・特色化に関する取組を支援する。
- ・ 統合後、当面の間は、きめ細かい対応ができるよう、教員の配置に加え、専門職（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど）との連携について、実情にあわせた助言等の支援を行う。
- ・ 不登校や日本語指導を必要とする児童など、個別の支援を要する児童について、統合の準備段階から、学校間での交流、個々の児童にかかる情報共有や、ハード・ソフト両面から支援策を実施する。

<学校>

- ・統合によって、児童の心理的な負担が生じないように、統合前に対象校同士の交流活動を実施する。
- ・配置の適正化までの間、小規模校の課題の緩和を図るための取組（例：ICT等を活用した合同授業の実施など）も進める。
- ・配置の適正化の対象となった学校の教育方針や、これまでに培った教育実績、文化などを新しい学校へ継承されるよう、十分に配慮する。

6 その他

- ・大規模校（25 学級以上）や過大規模校（31 学級以上）についても、「通学区域の変更」等の方法により、課題の解消に努める。

第4部 中学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方

I 適正配置の対象校（規則第2条及び第3条関係）

1 適正配置対象校の区分

適正配置対象校は、毎年5月1日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案して区分する。

◆適正配置対象校の区分◆

- ① 複式学級を有する中学校
- ② 生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの（①を除く。）
- ③ 生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの（①を除く。）
- ④ 全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（①～③を除く。）
- ⑤ 学級数が4又は5である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（①～③を除く。）
- ⑥ 学級数が今後4又は5であると見込まれる中学校（①～③を除く。）

2 その他対象

条例第16条第4項第2号に規定する中学校（現在6～8学級、又は5学級以下で今後6～8学級となる中学校）のうち、教育委員会が生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認めるもの（以下、「6～8学級校」という。）については、以下に例示する場合などを適正配置の対象とする。

（例）

① 生徒数が急激に減少することが見込まれる場合

校区内の小学校の児童数の減少傾向が顕著であり、今後急激に生徒数が減少する可能性が高い場合 など

② 授業や学級活動、一定の集団規模が必要な教育活動等に課題がある場合

特定の学年の生徒数が著しく少ない、又は特定の学年が単学級である等の理由から、授業や係活動などの学級活動、運動会などの一

定の集団規模が必要な教育活動等において、著しく支障が生じている、または、生じる可能性がある場合 など

③ 小学校の学校再編に併せて、進学先となる中学校も含めた一体的な再編を行うことが望ましいと判断される場合

小学校の再編に併せて、進学先である中学校の再編を実施することが望ましい場合 など

II 配置の適正化の手法と考え方

1 配置の適正化の手法（条例第 16 条第 4 項、規則第 5 条関係）

(1) 統合

- ・配置の適正化は、基本的には「統合」の手法により進める。
- ・統合を考える場合は、同一区内にある通学区域が隣接している学校を基本とし、適正配置対象校又は 6～8 学級校同士の統合を優先する。
- ・なお、通学にかかる負担が大きい場合は、1 対 1 等の統合だけでなく、適正化の対象の中学校を小学校の通学区域単位で分割し、それぞれ隣接する中学校へ統合することも検討する。
- ・学校施設については、既存の学校施設を可能な限り使用する。原則として、開校時点の生徒数の多い学校の校舎を使用する。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、合理的な理由がある場合はこの限りではない。

(2) 通学区域の変更

- ・「統合」以外の手法としては、「通学区域の変更」による。
- ・通学区域の変更を考える場合は、関係するすべての学校が 9 学級から 24 学級の適正規模の学校となるよう、既存の学校施設の状況も考慮して検討する。

※(1)(2)共通事項

- ・通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、上記の限りではない。
- ・但し、上記に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。
- ・小学校の通学区域単位で分割する「統合」や「通学区域の変更」を検討する場合は、区長は、在校生の人間関係や今後入学してくるきょうだい関係を配慮し、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の適用についても検討する。

2 適正配置対象校等の相手方となる学校の選択基準（規則第5条関係）

- ・「統合」又は「通学区域の変更」の際に相手方となる学校は、原則として、同一区内にあり、通学区域が隣接している学校とする。
- ・但し、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、この限りではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

3 配置の適正化において満たすべき条件

- ・原則として、関係するすべての学校が適正規模（9～24学級）になること
- ・必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと
- ・通学距離は、原則として、3km以内になること
- ・通学経路の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと
- ・ただし、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、合理的な理由等がある場合は、原則に縛られるものではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

4 配置の適正化の進め方

(1) 学校再編整備計画の策定（条例第16条第4項・5項、規則第4条・5条関係）

1) 学校再編整備計画案の作成

- ・適正配置対象校又は6～8学級校が所在する区の区担当教育次長は、条例及び規則に基づき学校再編整備計画（以下、「計画」という。）案を作成する。
- ・計画案には、次の事項を記載する。
 - ① 再編の実施時期
 - ② 再編実施後の学校の所在地
 - ③ 再編の対象となる各学校の学級数、生徒数の推移及び今後の見込み
 - ④ 再編の対象となる各学校の規模を適正規模にするための方法
 - ⑤ 再編実施のための学校施設の整備計画
 - ⑥ その他必要な事項

- ・上記③について、原則として、開校時点で適正規模となるよう作成する。なお、開校時点で適正規模とならない場合でも、計画策定時に推計が算出されている最終年度において適正規模となる場合は、計画案を作成することができる。
- ・上記⑥について、6～8学級校が再編の対象校となる場合は、生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために統合又は通学区域の変更が必要であることの説明を具体的に記載する。
- ・上記⑥について、通学中の安全対策や通学の負担軽減策等を必要に応じて記載する。
- ・計画案の検討にあたっては、学事課推計以降に実施が決定している大型開発事業等がないか、再編の対象となる学校の周辺に将来的に再編が必要となる学校がないかなど、人口推移や区全体の配置のバランスにも留意する。
- ・計画案を作成するにあたっては、必要に応じて、関係先（通学の安全関係であれば建設局及び警察等）と十分に調整を行う。

2) 計画案の作成時期等

- ・適正配置対象校は、原則として、速やかに計画案を作成する。また、学校施設の改修工事等を考慮したうえで、配置の適正化に向けて最短の時期の実施となるよう計画する。
- ・適正配置対象校のうち、就学規則第5条第2項に規定する保護者が選択できる施設一体型小中一貫校（いわゆる全市募集型小中一貫校）については就学制度の改善（学校選択制、指定校変更の拡大）や国の学級編制基準による影響なども含め、学級数、生徒数の推移を十分注視し、適切な時期に計画案を作成する。
- ・6～8学級校については、生徒数の推移を十分注視し、適切な時期に計画案を作成する。
- ・適正配置対象校について、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」は、適切な時期に計画を策定するものとすることができる。なお、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」とは、「統合」や「通学区域の変更」により生徒の教育環境の改善が図れない場合等※であり、教育委員会会議での審議・議決を要する。
 ※ 学校の運動場面積や立地条件等から、統合後の学校で生徒の収容対策を講じることができない場合 など
- ・計画案を作成するにあたっては、住民説明会を開催する等し、学校再編の必要性等について、関係する保護者・地域住民の理解を図るとともに、可能な限り意見を聴取し、計画案に反映するよう努める。

3) 計画の策定・公表・変更

- ・教育委員会は、教育委員会会議での審議・議決を経て計画を策定する。
 - ・区担当教育次長は、教育委員会が策定した計画を区ホームページで公表する。
 - ・区担当教育次長は、公表した計画について、必要に応じて保護者・地域住民に説明を行う。
 - ・公表した計画のうち、条例第 16 条第 5 項に規定する計画の実施時期、実施後の中学校の所在地について変更する必要がある場合は、区担当教育次長は変更する内容及び理由を明らかにした計画変更案を教育委員会会議に上程し、審議・議決後、変更内容を区ホームページで公表する。
- なお、その他の計画内容の変更については、教育長の専決事項とし、必要に応じて区ホームページで公表する。

(2) 学校適正配置検討会議（条例第 16 条第 7 項、規則第 7 条関係）

1) 学校適正配置検討会議の開催

- ・区担当教育次長は、学校適正配置検討会議開催要綱を定め、その要綱に基づいて、計画について意見を聴取する場として、学校適正配置検討会議（以下、「会議」という。）を開催する。
- ・会議の開催は、「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針（平成 23 年 7 月 21 日総務局長決裁）」（以下、「懇談会等開催指針」という。）に基づく。
- ・会議の開催期間について、懇談会等開催指針に基づき、恒常的な組織であるとの誤解を招かないよう、開催期間を明示する。
- ・会議は、原則として公開とする。
- ・区担当教育次長は、会議の議事進行について、必要に応じて委員のなかから座長を指名することができる。

2) 委員

- ・会議の委員は、次に掲げる者のうちから、計画で再編の対象となる各学校の校長の意見を聴いて、当該校が所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - ① 計画で再編の対象となる各学校に在籍する生徒の保護者
 - ② 計画で再編の対象となる各学校の所在する地域の住民（当該校の校舎が、その学校の通学区域外に所在する場合は、その学校の通学区域内に居住する住民を含む。）等
 - ③ 計画で再編の対象となる各学校の学校協議会の構成員
 - ④ ①から③のほか教育委員会が適当と認める者

- ・委員の定数は、計画で再編の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度とし、当該会議ごとに定めることとする。ただし、地域の状況等に応じた定数に変更することができる。
- ・委員の任期は、原則として、委嘱の日から4年以内とする。ただし、計画の実施時期に応じて任期を変更することができる。
- ・委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・上記④について、区長は、再編計画の対象となる学校の通学区域にある小学校に在籍する児童の保護者の推薦も検討する。

3) 検討会議の意見聴取事項

- ・会議における意見聴取の事項は、計画に関する事、学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関する事とする。

5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項

(1) 通学にかかる負担の軽減

再編により通学距離が長くなる場合は、次のとおり負担軽減策を検討する。

- ・対象：通学距離が2km超となる生徒（学校選択制等の生徒は対象外）
- ・手段：通学の負担軽減策は、安全性の観点から「①公共交通機関の利用（無料乗車証等の交付）」を原則とする。これにより難しい事情がある場合は、その事情を明らかにしたうえで、個々の状況に応じ、「②スクールバスの運行」、「③自転車の利用」から最適な方法を検討することとする。
- ・その他、必要に応じてその他の負担軽減策（例：個人用ロッカーの配備等）も検討する。

(2) その他の検討すべき配慮事項

<教育委員会事務局（区教育担当含む）>

- ・統合後の学校運営にかかる学校の意向を踏まえて教室改修等を検討する。
- ・保護者に過度の負担を与えないよう、学校再編整備により生じる新たな物品（標準服等）の貸与等を行う。
- ・統合後の学校が新しい教育方針のもとで教育活動を展開できるよう、学校長が提案する学校の活性化・特色化に関する取組を支援する。
- ・統合後、当面の間は、きめ細かい対応ができるよう、教員の配置に加え、専門職（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど）との連携について、実情にあわせた助言等の支援を行う。

- ・高校入試について、統合前の準備段階から進路に関する不安を払拭できるよう、必要に応じて説明会等を実施するなど、丁寧に情報提供を行う。
- ・不登校や日本語指導を必要とする生徒など、個別の支援を要する生徒について、統合の準備段階から、学校間での交流、個々の生徒にかかる情報共有や、ハード・ソフト両面から支援策を実施する。
- ・中学校においては部活動も重要な要素であるが、通学区域が広がり、通学時間が長くなることが想定されることから、学校が帰宅時間等も考慮した活動のあり方も検討できるよう支援する。

<学校>

- ・統合によって、生徒の心理的な負担が生じないように、統合前に対象校同士の交流活動（部活動、イベントの合同開催など）を実施する。
- ・配置の適正化までの間、小規模校の課題の緩和を図るための取組（例：ICT等を活用した合同授業の実施など）も進める。
- ・配置の適正化の対象となった学校の教育方針や、これまでに培った教育実績、文化などを新しい学校へ継承されるよう、十分に配慮する。
- ・統合により生じる小中連携にかかる教員の負担を軽減*するため、学校同士で事前に十分な調整を図る。
※ 例えば、小学校専科指導教員の受け持ち校数が増えた場合のスケジュール調整、教員の学校間交流や授業の相互参観における自転車の利用 など

6 その他

- ・大規模校（25学級以上）や過大規模校（31学級以上）が生じた場合、「通学区域の変更」等の方法により、課題を解消することに努める。

第5部 その他

I 学校の跡地

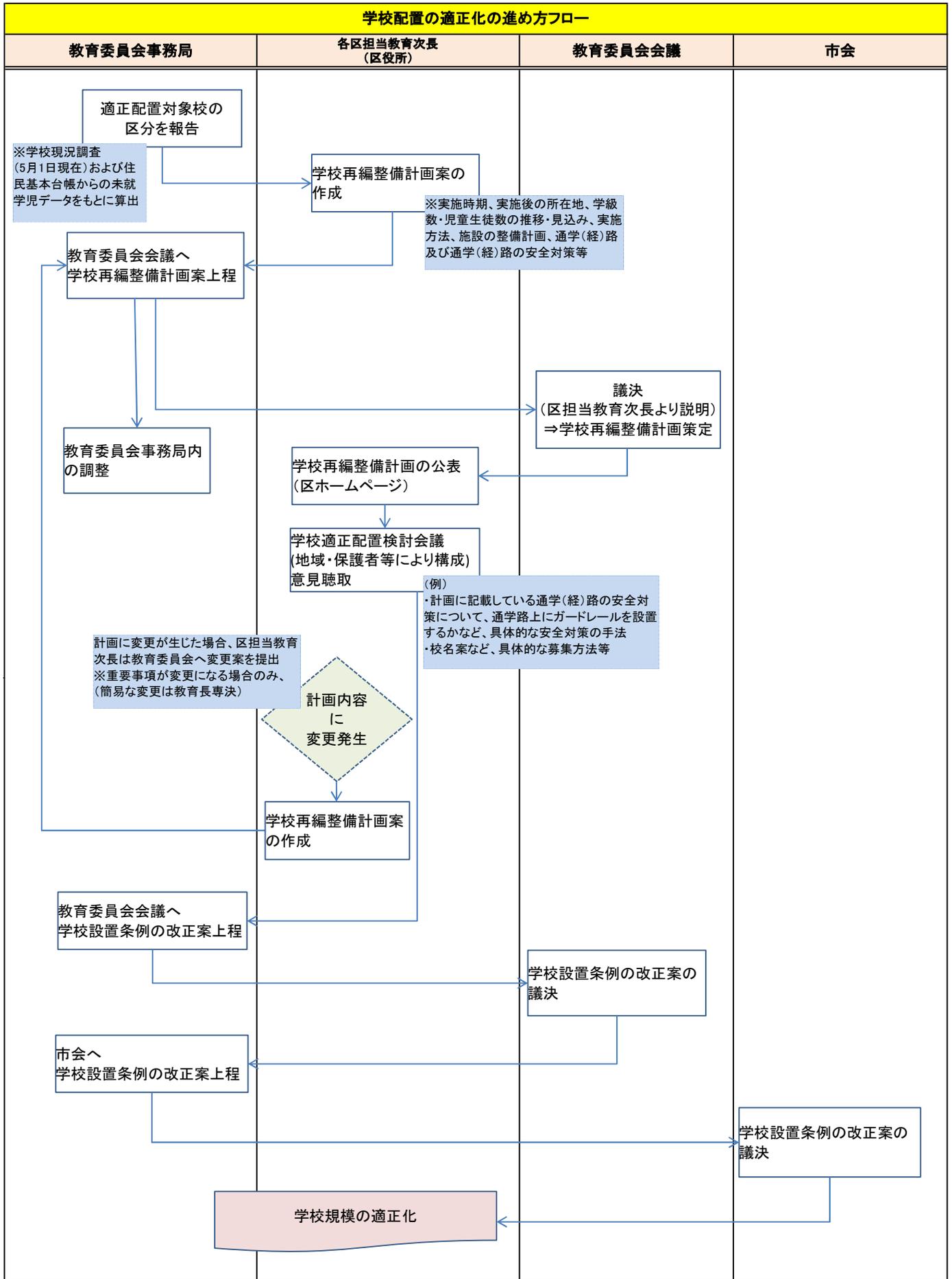
- ・学校の跡地については、大阪市未利用地活用方針において、主として売却を前提とした処分検討地として分類されているが、市民の貴重な財産であることから、区長を中心とし、関係局とも連携を図りながら、その処分及び有効活用については、計画的に進めていかなければならない。
- ・土地流動化委員会の意見書においても、学校の跡地は地元の愛着、防災空間としての機能などに配慮する必要があるとあり、処分に当たっては個別の用地にかかる状況を十分精査し、地域との調和を図ることのできる具体的な処分方策、有効活用策、処分時期について慎重に検討した上で進めるようにと示されている。
- ・これまで学校施設は地域の住民にとっても投票所や、災害時における避難所として指定されてきたところ、令和4年4月の「未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針」が改正され、学校の跡地については、売却だけでなく、一定の条件を満たす場合、貸付による活用が可能となった。
- ・学校の跡地については、地域住民の関心も高いことから、学校施設が有していた機能を踏まえつつ、まちづくりの観点から、区長を中心に、関係局とも連携を図りながら、計画案の作成と並行して計画的に検討を進めていく。
- ・なお、検討にあたっては、必ず事前に教育委員会事務局及び契約管財局へ相談のうえ、個々の学校跡地にかかる地元の住民の意見や要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に方策を検討していく。

※大阪市未利用地活用方針（平成19年6月28日）

市民の貴重な財産である未利用地については、早期の事業化や処分促進など有効活用を図ることが重要ですが、現在の厳しい財政状況の下、当面この状況が続くことも予想されることから、土地の保有の必要性とのバランスを考慮しながら、可能な限り売却に取り組むこととします。

売却期間の設定にあたっては、不動産市況への影響、測量・境界確定の業務、地元説明等の期間を勘案して、処分検討地を早期（平成20年度まで）、中期（平成22年度まで）、長期（平成28年度まで）に区分し、段階的・計画的に実施していくこととしますが、状況によっては期間の前倒しも検討します。

また、今回の活用方針において、事業予定地や継続保有地に分類されたものについても、事業化の目処や保有の必要性を引き続き精査し、未利用地をとりまく状況の変化や財政状況の変化なども考慮しながら、必要な場合には活用方針の見直しを行い、新たに発生する未利用地の活用方針の策定と併せて、定期的に公表していくこととします。



大阪市立学校活性化条例（抜粋）

（小学校及び中学校の学級数の適正規模の確保）

第 16 条 教育委員会は、小学校及び中学校（いずれも本市の区域外に所在するもの及び規則第 56 条（規則第 79 条において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。）の学級数（特別支援学級及び夜間に 2 部授業を行う学級の数を除く。以下同じ。）の規模を適正規模（児童及び生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校及び中学校の学級数の規模をいう。以下同じ。）にするよう努めなければならない。

- 2 適正規模は、小学校にあつては学級数が 12 から 24 まで、中学校にあつては学級数が 9 から 24 までであることとする。
- 3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校又は中学校であつて今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（中学校にあつては次の各号のいずれかに該当するものに限る。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。
 - (1) 学級数が 6 を下回る中学校であつて今後も 6 以上となる見込みがないと教育委員会が認めるもの
 - (2) 前号に掲げる中学校以外の中学校のうち教育委員会規則で定めるもの
- 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校又は中学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、当該学校再編整備計画に係る小学校又は中学校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。
- 6 教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かななければならない。
- 8 前 2 項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。
- 9 前各項に定めるもののほか、適正規模の確保に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則（令和 6 年 12 月 20 日条例第 94 号）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 4 項及び第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。

大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則

令和2年3月31日

(教)規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立学校活性化条例(平成24年大阪市条例第86号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 本市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校(いずれも本市の区域外に所在するもの及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「法施行規則」という。)第56条(法施行規則第79条において準用する場合を含む。)の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。)をいう。
 - (2) 複式学級 2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
 - (3) 単学級 1の学年における学級数(特別支援学級及び夜間に2部授業を行う学級の数を除く。以下同じ。)が1であることをいう。
 - (4) 通学区域 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則(平成25年大阪市教育委員会規則第40号。以下「就学規則」という。)第2条第3号に規定する通学区域をいう。
 - (5) 適正配置対象校 教育委員会が、学級数の規模が12を下回る小学校であって今後も12以上となる見込みがないと認めるもの及び学級数の規模が6を下回る中学校であって今後も6以上となる見込みがないと認めるものをいう。
 - (6) 適正配置関係校 前号及び次項に規定する学校との統合の相手方となる学校(前号及び次項に規定する学校を除く。)又は前号及び次項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校(前号及び次項に規定する学校を除く。)をいう。
- 2 条例第16条第4項第2号に規定する教育委員会規則で定めるものは、教育委員会が、学級数の規模が9を下回る中学校であって今後も9以上となる見込みがないと認めるもの(条例第16条第4項第1号に規定する中学校を除く。)のうち、生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認めるものとする。

(適正配置対象校の区分)

第3条 小学校における適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 複式学級を有する小学校
- (2) 児童数が120を下回る小学校であって、今後も120以上となる見込みがないもの(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 児童数が120以上である小学校であって、今後120を下回ることが見込まれるもの(第1号に掲げるものを除く。)
- (4) 全ての学年において単学級である小学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの(前3号に掲げるものを除く。)
- (5) 学級数が7以上11以下である小学校であって、今後全ての学年において単学級になること

が見込まれるもの（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）

(6) 学級数が今後7以上11以下であると見込まれる小学校（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）

2 中学校における適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

(1) 複式学級を有する中学校

(2) 生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの（前号に掲げるものを除く。）

(3) 生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの（第1号に掲げるものを除く。）

(4) 全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（前3号に掲げるものを除く。）

(5) 学級数が4又は5である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）

(6) 学級数が今後4又は5であると見込まれる中学校（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）

（学校再編整備計画）

第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 適正配置対象校、適正配置関係校又は第2条第2項に規定する学校の学級数及び児童生徒数の推移並びに今後の見込み

(2) 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の学級数の規模を適正規模にするための方法

(3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画

(4) 学校再編整備計画実施後の小学校の通学路及び通学路の安全対策

(5) その他必要な事項

（学校再編整備計画の策定）

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の児童生徒の学校への通学距離は、原則として、小学校においては2キロメートル以内、中学校においては3キロメートル以内とする。ただし、児童生徒が学校教育法施行令第5条第2項に定める就学すべき学校の通学区域以外から通学する場合は、この限りではない。

3 適正配置対象校の統合の相手方となる小学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している小学校とする。適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する小学校についても、同様とする。

4 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の統合の相手方となる中学校は、原則として、同一区内にある通学区域が隣接している中学校とする。適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する中学校についても、同様とする。

- 5 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの学校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- 6 学校再編整備計画の実施の時期は、学校施設の整備計画等を勘案し、最短となるように策定しなければならない。
- 7 学校再編整備計画の策定は、速やかに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる学校の学校再編整備計画は、学級数及び児童生徒数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。
 - (1) 第3条第1項第1号から第5号まで又は第3条第2項に区分される学校のうち就学規則第5条第2項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校
 - (2) 第3条第1項第6号に区分される小学校
 - (3) 第3条第1項第1号から第5号まで及び第3条第2項に区分される学校のうち教育委員会が特別の事由があると認める学校
 - (4) 第2条第2項に規定する中学校(学校再編整備計画の変更)

第6条 教育委員会は、適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校について、当該校の学級数及び児童生徒数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該校の所在する区の区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。
(学校適正配置検討会議)

第7条 教育委員会は、前2条の規定により学校再編整備計画を策定し、又は変更した場合、条例第16条第7項（同条第8項で準用する場合を含む。）に基づき学校再編整備計画について保護者等の意見を聴取する場として、学校再編整備計画に関する学校適正配置検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、学校再編整備計画の対象となる学校の校長の意見を聴いて、当該校の所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 当該校に在籍する児童生徒の保護者
 - (2) 当該校の所在する地域の住民（当該校の校舎が、その学校の通学区域外に所在する場合は、その学校の通学区域内に居住する住民とする。）等
 - (3) 当該校の学校協議会の構成員
 - (4) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者
- 3 委員の定数は、学校再編整備計画の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度とし、会議ごとに定める。
- 4 委員の任期は、特に必要がある場合を除き、委嘱の日から4年以内とする。
- 5 委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 会議においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。
 - (1) 学校再編整備計画に関すること
 - (2) 学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関すること

7 会議は原則として公開するものとする。

8 会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。また、学校再編整備計画の対象となる学校に在籍する児童生徒について、当該児童生徒の保護者又は当該児童生徒が在籍する学校の校長の同意を得た場合には、意見を聴取することができる。

(実施の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月12日(教)規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日(教)規則第8号)抄

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年2月3日(教)規則第1号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

大阪市立小学校
学校配置の適正化の
推進のための指針

令和2年4月改正
大阪市教育委員会

目 次

指針策定の主旨	P 1
I これまでの経過	P 2
II 児童数の推移及び現状	P 5
III 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方	
1 適正配置対象校の区分	P 5
2 適正配置の手法	P 6
3 適正配置の基本的な考え方	P 6
4 適正配置相手校の選択基準	P 7
5 適正配置において満たすべき条件	P 7
6 学校配置の適正化に向けた進め方	P 7
7 学校再編整備を進める上で配慮すべき事項	P 9
8 統合校への教育環境等において配慮すべき事項	P 9
9 その他	P 9

指針策定の主旨

大阪市の小学校の児童数は、昭和 54 年度は約 24 万 2 千人だったが、令和元年度には約 11 万 5 千人と半減している一方で、学校数は、昭和 54 年度の 290 校から、令和元年度には 287 校と、児童数の減少と比べて、減少していない状況がある。

このような長年の少子化傾向に起因する児童数の減少の結果、小学校の小規模化が進行し、学年によっては単学級が生じ、さらに複式学級を有する学校も存在している。

一般的に小規模校は「学校としてまとまりやすい」「児童一人一人の生活実態が把握しやすい」などの利点がある一方で、「教育活動の幅が狭くなる」「互いに切磋琢磨する機会が少なくなる」また「クラス替えができないので人間関係が固定化する」などの教育環境に関する課題がある。

集団活動を通して得られる、人と協調する力、困難な問題に対応する力は、子どもたちが将来、社会生活を営む上で不可欠である。

こうしたことから、大阪市では平成 22 年の大阪市適正配置審議会の「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」に基づき、児童のより良い教育環境の整備を図るため、区長と連携しながら学校配置の適正化の取組みを進めているところである。

しかしながら、学校配置の適正化の取組みを進めるにあたり、適正配置対象校の保護者や地域住民に対して、統合に対する理解を深めていただくための協議を重ねている中で、学校が地域コミュニティの核となっていること、学校に対する強い愛着心があること、また小規模校で十分満足しており統合の必要性を感じていないなどの理由で理解を得られないこともあり、協議が長期化することも少なくない状況にある。

これらの状況を踏まえ、子どもたちのより良い教育環境の確保と教育活動の充実を早期に実現させるためには、学校配置の適正化をより円滑に推進することが重要であるとして、平成 26 年 3 月に大阪市としての「学校配置の適正化の推進のための指針」を策定し、これまで取り組んできたところであるが、保護者や地域住民の主体性に委ねた進め方では関係者間の意見がまとまりにくく、取組みの必要性に対する認識が共有されない状況が生じてきた。

今後、全市的にさらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、子どもの教育環境改善の観点を第一に据え、行政が主体的に責任をもって解決を図る必要があることから、学校配置の適正化の基準と進め方について、教育委員会、総合教育会議での議論により条例等で規定する方針を決定し、市会の決議を経て条例が

令和2年2月に公布されたことから、条例等の規定を反映し、「学校配置の適正化の推進のための指針」を改正するものである。

I これまでの経過

大阪市における学校配置の適正化に関する課題については、有識者で構成する大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）において検討を重ねてきたところであり、第2次答申（昭和56年3月）以降、教育委員会においては、答申内容を踏まえて、旧の北区・東区・南区の都心3区を中心に、学校配置の適正化を進めてきた。

しかしながら、長年の少子化傾向に起因する児童数の減少の結果、児童・生徒数300名未満の規模の学校が小学校・中学校全体の4分の1を超えるまでになり、市内の全ての区に存在するという状況に至ったことから、教育委員会から平成15年7月に、「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について審議会へ諮問し、翌平成16年9月に「学校規模・配置の適正化に関する答申」（以下「16年答申」という。）を受けた。

16年答申では、まず学校規模に関して、第1次答申（昭和55年1月）における300名を過小規模の基準とした大阪市の過小規模基準は現在においても妥当といえると整理された。

そのうえで、学校配置の適正化に関しては教育効果面での課題を考慮すると、「120名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期にきている」、特に、「複式学級を有する学校等、過小化が今後とも継続し、急速に進行することが予測される学校については、早急な対策を講じ、複式学級を解消できるように検討を始めるべきである」との基本的な考え方の提言を受けたところである。

さらに、16年答申で、今後何らかの方策を検討すべき時期にきているとしていた児童数が120名を下回る小学校について、審議会においてワーキンググループ会議を設置して引き続いて審議を行い、平成20年6月に「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」（以下「20年答申」という。）を受けた。

20年答申では、まず、学校の適正規模に関して、「12学級から24学級までの規模（学級数は特別支援学級を除く普通学級数。以下も同様。）」を適正規模と再整理し、適正化の対象については、「全学年単学級の小学校」を適正化に向けた検討対象とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきと整理された。

また、全学年単学級の小学校においても日々教育活動が行われているので、教育効果面での課題に対処すべく、その教育内容の充実を図るべきであるとし、具体的には、「小学校間での交流活動」、「小中連携」、「地域との連携」といった取組みを進めるべきとの提言を受けた。

20年答申を受けて、教育委員会では全学年単学級の小学校のなかでも、極めて小規模で、教育効果面での課題がより大きいであろうと考えられる3校より順次、地域・保護者への説明を開始するとともに、審議会においても、平成20年11月にワーキンググループ会議を設置して以降、残された課題について鋭意検討を重ねられた。

その後、平成22年2月の答申「今後の学校配置の適正化の進め方について」において、11学級以下の小学校全体を適正化の対象として再整理され、11学級以下の小学校を①から⑦に分類し、①から⑥に該当する学校を適正化の対象校とされ、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みが立っていない①②に該当する小学校は保護者・地域関係者に対し、学校が抱えている現状や課題など情報を提供し、速やかに「統合」に向けた調整を進めるべきであり、上記以外の③～⑥に該当する小学校は児童数の推移を注視しながら、より規模の小さい小学校から順次取組みに着手されたいとの提言を受けた。（※分類区分はP5参照）

また、平成24年度より、市長の「子どもたちの教育環境を整えるため、11学級以下の小学校については、喫緊の課題として統廃合に取り組む必要がある」「保護者や地域の理解を得る必要があり、区長と教育委員会が連携して積極的に進める」という方針のもと、区長と教育委員会において、区ごとに学校配置のあり方を検討し、連携して保護者や地域住民等との協議、調整を進めることとした。

これらの状況を踏まえ、平成25年12月に学校適正配置の取組みをより円滑に推進するため、審議会より「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進に向けての意見書」を受け、平成26年3月に「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針」を策定した。

今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組みを進める必要があることから、令和2年4月に大阪市立学校活性化条例（以下「条例」という。）を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則（以下「規則」という。）を制定した。

◆これまでの学校適正配置（統合）の取組み（令和4年4月現在）

- ・難波小学校と元町小学校の統合 ⇒ 難波元町小学校（昭和60年4月）
- ・堂島小学校と曾根崎小学校の統合 ⇒ 曾根崎小学校（昭和61年4月）
- ・大宝小学校・芦池小学校・道仁小学校の統合⇒ 南小学校（昭和62年4月）
- ・曾根崎小学校と梅田東小学校の統合 ⇒ 大阪北小学校（平成元年4月）
- ・長原小学校と大和川小学校の統合 ⇒ 長原小学校（平成元年4月）
- ・愛日小学校と集英小学校の統合 ⇒ 開平小学校（平成2年4月）
- ・桃谷小学校・桃園小学校・東平小学校・金甌小学校の統合
⇒ 中央小学校（平成3年4月）
- ・精華小学校・南小学校の統合 ⇒ 南小学校（平成7年4月）
- ・済美小学校と北天満小学校の統合 ⇒ 扇町小学校（平成16年4月）
- ・扇町小学校と大阪北小学校の統合 ⇒ 扇町小学校（平成19年4月）
- ・中津南小学校と中津小学校（一部大淀小学校）の統合
⇒ 中津小学校（平成22年4月）
- ・塩草小学校と立葉小学校の統合 ⇒ 塩草立葉小学校（平成26年4月）
- ・鶴町小学校と鶴浜小学校の統合 ⇒ 鶴町小学校（平成27年4月）
- ・梅南小学校と津守小学校の統合 ⇒ 梅南津守小学校（平成27年4月）
- ・萩之茶屋小学校と今宮小学校と弘治小学校の統合
⇒ 新今宮小学校（平成27年4月）
- ・淡路小学校と西淡路小学校の統合 ⇒ 西淡路小学校（平成28年4月）
- ・長吉東小学校と長吉六反小学校の統合⇒ 長吉東小学校（平成28年4月）
- ・日本橋小学校と恵美小学校と日東小学校の統合
⇒ 浪速小学校（平成29年4月）
- ・南港緑小学校と南港渚小学校の統合 ⇒ 南港みなみ小学校（平成30年4月）
- ・佃西小学校と佃南小学校の統合 ⇒ 佃西小学校（令和2年4月）
- ・中川小学校と御幸森小学校の統合 ⇒ 大池小学校（令和3年4月）
- ・松之宮小学校と梅南津守小学校の統合 ⇒ まつば小学校（令和3年4月）
- ・大池小学校と舍利寺小学校（一部）の統合
⇒ 大池小学校（令和4年4月）
- ・田島小学校と生野南小学校の統合 ⇒ 田島南小学校（令和4年4月）
- ・林寺小学校と生野小学校と舍利寺小学校（一部）と西生野小学校、生野中学校
の統合 ⇒ 義務教育学校生野未来学園（令和4年4月）

Ⅱ 児童数の推移及び現状

1 児童数・学校数の推移

- ・大阪市の小学校の児童数は、昭和 33 年度に約 35 万人でピークを迎えた後は減少し続け、第 1 次答申当時（昭和 54 年度）の約 24 万 2 千人から見て、令和元年度には約 11 万 5 千人と半減しており、この 10 年間で見ても低い水準で推移している。
- ・しかしながら、昭和 54 年度には 290 校であった学校数が、令和元年度には 287 校と、児童数の減少に比して、学校数が減少していないことから、小学校の小規模化が進んでいる。

2 大阪市の現状

- ・令和元年 5 月 1 日現在、大阪市内には 287 校の小学校があるが、昨今の少子化傾向など社会状況の変化を受けて、11 学級以下の小学校は 105 校で、そのうち将来推計により、今後とも 11 学級以下の状況にあると見込まれる 84 校が、適正配置対象校となっている。
- ・これらの 84 校の分布状況を見ると、適正配置対象校は、23 行政区に及んでいる。

Ⅲ 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方

学校配置の適正化の取組みは、大阪市適正配置審議会における平成 22 年 2 月「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」を起点とし、児童の良好な教育環境の確保、教育活動の充実を図ることを目的として、条例、規則及び本指針に基づき、学校配置の適正化を推進する。

1 適正配置対象校の区分

- ・適正配置対象校は、毎年 5 月 1 日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案して区分する。（条例第 16 条第 2 項、規則第 3 条）

◆適正配置対象校の区分

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 複式学級を有する小学校② ①の小学校を除き、児童数が 120 名を下回り、今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みがない小学校③ 児童数が 120 名以上であるが、今後児童数が 120 名を下回ることが見込まれる小学校 |
|---|

- ④ ①～③の小学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる小学校
- ⑤ 7学級以上 11学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる小学校
- ⑥ 今後7学級以上 11学級以下であると見込まれる小学校

2 適正配置の手法

(1) 統合

- ・学校配置の適正化の方策としては、基本的には「統合」の手法により進める。

(2) 通学区域の変更

- ・基本的な「統合」以外の方策としては、「通学区域の変更」の手法がある。
- ・大阪市の現状として、全市的に通学区域毎の児童数にひずみが生じている状況にあることも事実であり、16年答申においても、「一方の学校の収容能力に限界がある場合」には「通学区域の変更」を検討するべきとされており、有効な方策である。

3 適正配置の基本的な考え方

(1) 統合

- ・統合を考える場合は、適正配置対象校同士の統合を優先する。また、2校の統合だけでなく、学校規模や位置関係等を考慮し、3校以上の学校の統合もあわせて検討する。
- ・既存の学校施設は可能な限り利用する。原則として、適正配置対象校同士の統合では、児童数の多い学校の校舎を使用し、学校用地の状況も考慮する。適正配置対象校と適正配置関係校の統合では、適正配置関係校を存続校として使用する。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(2) 通学区域の変更

- ・通学区域の変更を考える場合は、関係する学校すべてが12学級から24学級の適正規模の学校となるよう、既存の学校施設の状況にも考慮して検討する。
- ・円滑に通学区域の変更を進めるため、在校生の友人関係や今後入学してくる在校生のきょうだい関係を配慮した指定校変更の制度の周知を行う。

4 適正配置対象校の相手方となる学校の選択基準

- ・適正配置対象校の相手方となる学校は、原則として、同一中学校区にあり、通学区域が隣接している学校とする。ただし、通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案するなど、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

5 適正配置において満たすべき条件

- ・原則として適正規模（12～24 学級）になること。
- ・必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと。
- ・通学距離は、原則として、2km 以内になること。
- ・通学路の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと。

6 学校配置の適正化に向けた進め方

(1) 学校再編整備計画の策定

- ・区担当教育次長は、条例及び規則に基づき学校再編整備計画（以下「計画」という。）案について作成する。
- ・区担当教育次長は、次の事項により計画案を作成する。
 - ① 再編の対象となる各学校の学級数、児童数の推移及び今後の見込み
 - ② 再編の対象となる各学校の規模を適正規模にするための方法
 - ③ 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画
 - ④ 学校再編整備計画実施後の学校の通学路及び通学路の安全対策
 - ⑤ その他必要な事項
- ・計画案を作成するにあたっては、学校施設の改修工事や、通学路の安全対策等を考慮したうえで、学校配置の適正化に向けて最短となるよう計画する。
- ・計画案を作成するにあたっては、建設局、警察等関係先と十分に調整を行う。（条例第 16 条第 4 項・5 項・6 項、規則第 4 条・5 条・6 条）
- ・教育委員会は、規則第 5 条第 1 項に基づき、計画案を教育委員会会議に諮ったうえで計画を策定する。なお、規則第 5 条第 5 項に規定する「教育委員会が特別の事由があると認める場合」は次の事項とする。
 - ① 市外に所在する学校
 - ② 就学指定規則第 5 条第 2 項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校の小学校
- ・適正配置対象校の区分のうち⑥については、就学制度の改善（学校選択制、指定校変更の拡大）や国の学級編制基準による影響なども含め、学級数、

児童数の推移を十分注視し、適正配置の取り組みの是非について、見極める必要がある。

- ・区担当教育次長は、教育委員会会議において審議及び議決された計画を区ホームページにおいて公表する。
- ・区担当教育次長は、公表した計画について、必要に応じて保護者・地域住民に説明を行う。
- ・公表された計画のうち、条例第 16 条第 5 項に規定する「計画の実施時期、実施後の小学校の所在地」について変更する場合は、変更した計画案を教育委員会会議に上程し、審議及び議決された後に、計画を区ホームページにおいて公表する。

なお、その他の計画内容について変更する場合は、教育長の専決事項とする。

(2) 学校適正配置検討会議

- ・区担当教育次長は、学校適正配置検討会議開催要綱（別紙様式）を定め、その要綱に基づいて、計画について意見を聴取する場として、学校適正配置検討会議（以下「会議」という。）を開催する。（条例第 16 条第 7 項、規則第 7 条）
- ・会議の開催にあたっては、「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針（平成 23 年 7 月 21 日総務局長決裁）」に基づくものとする。
- ・会議の委員は、次に掲げる者のうちから、計画で再編の対象となっている各学校の校長の意見を聴いて、区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - ① 計画で再編の対象となっている各学校に在籍する児童の保護者
 - ② 計画で再編の対象となっている各学校の所在する地域の住民
 - ③ 計画で再編の対象となっている各学校における学校協議会の構成員
 - ④ ①から③のほか教育委員会が適当と認める者
- ・委員の定数は、原則として、計画で再編の対象となっている各学校ごとにそれぞれ 5 名以内とし、当該会議ごとに定めることとするが、地域の状況等に応じた定数に変更することを可能とする。
- ・委員の任期は、原則として、委嘱の日から 4 年以内とするが、計画の実施時期に応じて任期を変更することを可能とする。
- ・委員が欠けた場合の、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・区担当教育次長は、会議の議事進行について、必要に応じて委員のなかから座長を指名することができる。
- ・会議の開催期間について、「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針（平成 23 年 7 月 21 日総務局長決裁）」に基づき、恒常的な組織であるとの誤解を招かないよう、開催期間を明示するものとする。

(3) 検討会議の意見聴取事項

- ・会議における意見聴取の事項は、学校再編整備計画に関すること、学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関することとする。

7 学校再編整備を進める上で配慮すべき事項

- ・統合によって、児童の心理的な負担が生じないように、統合前に対象校同士の交流活動を実施するなどの取組みを進める。
- ・学校再編整備により生じる新たな物品（標準服等）は教育委員会が用意し、保護者に過度の負担を与えないよう配慮する。

8 統合校への教育環境等において配慮すべき事項

- ・適正配置の対象となった学校の教育方針や、これまでに培った教育実績など文化的な継承が、新しい学校においても図られるよう考慮する。
- ・統合後の学校が新しい教育方針のもとで教育活動を展開するため、学校長から提案する学校の活性化・特色化に関する取組について、教育委員会は積極的な支援を行う。
- ・統合後においても、児童にきめ細かい対応ができるよう、教員配置について配慮する。

9 その他

学校の跡地については、大阪市未利用地活用方針において、売却を前提とした処分検討地として分類されているが、市民の貴重な財産であることから、区長を中心とし、関係局とも連携を図りながら、その処分及び有効活用については、計画的に進めていかなければならない。

土地流動化委員会の意見書においても、学校の跡地は地元の愛着、防災空間としての機能などに配慮する必要がある、処分に当たっては個別の用地に係る状況を十分精査し、地域との調和を図ることのできる具体的な処分方策、有効活用策、処分時期について慎重に検討した上で進めるようにと示されている。

これまで学校施設は地域の住民にとっても投票所や、災害時における避難所として指定されてきたところ、令和4年4月の「未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針」改正にともない、学校跡地において、これまで地域の防災拠点等の機能を担っており、今後もその機能を継続する必要があるなど、一定の場合に定期借地制度等を適用できることとなった。

学校跡地の活用にあたっては、必ず事前に教育委員会事務局及び契約管財局へ相談のうえ、個々の学校跡地に係る地元の住民の意見や要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に方策を検討していく必要がある。

※大阪市未利用地活用方針（平成19年6月28日）

市民の貴重な財産である未利用地については、早期の事業化や処分促進など有効活用を図ることが重要ですが、現在の厳しい財政状況の下、当面この状況が続くことも予想されることから、土地の保有の必要性とのバランスを考慮しながら、可能な限り売却に取り組むこととします。

売却期間の設定にあたっては、不動産市況への影響、測量・境界確定の業務、地元説明等の期間を勘案して、処分検討地を早期（平成20年度まで）、中期（平成22年度まで）、長期（平成28年度まで）に区分し、段階的・計画的に実施していくこととしますが、状況によっては期間の前倒しも検討します。

また、今回の活用方針において、事業予定地や継続保有地に分類されたものについても、事業化の目処や保有の必要性を引き続き精査し、未利用地をとりまく状況の変化や財政状況の変化なども考慮しながら、必要な場合には活用方針の見直しを行い、新たに発生する未利用地の活用方針の策定と併せて、定期的に公表していくこととします。

学校配置の適正化の進め方フロー図

